

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成26年 6月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 6月11日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 6月11日 午後2時30分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
				福祉人権課福祉高齢者班長	守田純子	出欠
				福祉人権課児童人権班長	中岡博幸	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年6月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、新たにコミュニティバスの整備事業として過疎計画に上げているわけですが、毎年言われています総枠があると思うのですが、その中に入っているのか、また見通し等はどうかしているのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回、コミュニティバス等の整備事業として計画の内容を追加させていただきましたけれども、本年度の国の過疎債の枠としましては3,600億円というふうになっております。これは、当初予算ベースで比較しますと、平成25年度が3,050億円で、昨年より550億円増となっております。

ただ、平成26年4月1日から過疎法の一部が変更されまして、全国の過疎団体は775団体から22団体増えまして、797団体となっております。今回22団体増えましたことに伴いまして、各団体からの要望額も当然増えることが見込まれますけれども、まだ実際に要望額は出ておりませんので、今、現在のところは何ともお答えすることができないところでございます。

今回の追加した自動車のコミュニティバス等の整備事業につきましては、今回、一次要望には間に合いませんでしたので、これは二次要望という形になる予定です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

二次要望が9月だったと思うのですが、これは来年度から使用するバスということですので、それには間に合うということで確認していいですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい、これは来年度の中学校統合の開始に合わせまして、27年の4月1日までには整備するように進めてまいります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のところですが、過疎債は過去に要望したけれども2割ぐらい削られて、最終的には予算を減額した経緯もあります。そういうことがないようには祈っているのですが、もしもそうなった時には、町が単費ですということになるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま、岡崎議員がご指摘のように、過去これまで過疎債を要望して、満額は付いておりません。その度に優先度を重視しながらこの事業には取り組んでいますので、26年度につきましても要望はしておりますけれども、当初予算では4億2,760万円要望しております、今回の補正の方では、4,920万円というふうになっていますけれども、万が一、例年のように減額ということになれば、この事業の優先度を重視しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

項目別に質問をさせていただきたいと思います。

まず、本条例は報酬等を決める条例というふうに理解しておりますが、その設置条例というものは必要ないのか、その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回の議案の参与という職は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定してあります非常勤特別職であります。なので、敢えて設置条例は作っておりません。

今回の条例の一部改正で対応しております。詳細は、資料としてお配りしております、鞍手町参与の設置に関する要綱案で規定しています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

次に、職務内容についてお伺いしますが、一般的に参与というのは相談役というふうな意味合いで使われていることが多いというふうに理解しておりますけれども、この非常勤の特別職参与という形で上げておられますが、どのような職務を予定されているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

いま予定しています職務内容は、今まで通りの町民相談室鞍手のとびらと、専門的な知識から防災関係は引き続き担当していただき、その外にも町長の要請に応じて重要な政策の推進に参与していただくこととなります。

いま、現在予定していますのは、鞍手のとびらを担当してもらっています嘱託の方を予定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、鞍手のとびらで今行っている相談業務という内容と、防災関係という、そういうふうな職務内容であるかのように聞こえるのですが、あまり変わらないというふう

に思いますけれども、今回、参与という職位を与えたのはどういう目的なのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

目的といたしましては、平成25年6月から鞍手のとびらを開設しております。その時に相談者の方から嘱託職員が対応することに対しての意見が多数ありました。

また、嘱託職員という身分では対応しがたいものもあり、位置づけには見直しが必要ではないかと検討を行いました結果、町長直轄であります特別職の位置づけが必要と判断して、今回の条例を上げさせてもらっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、副町長との違いということになってくると思うのですが、その違いを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

副町長は事務方のトップでありますので、今までどおりの内部事務を行っていただきまして、特別職の参与は、町長の政策実現のため専門的な知識や経験、見識に基づいて町長の助言の求めに応じるとともに、円滑な政策運営を推進するために設置いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今度は、報酬の関係についてお伺いします。

近隣市町村で、この参与という職位を設けている自治体等があるのか、ないのか教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

近隣というわけではありませんが、福岡県内におきましては久留米市、飯塚市、大任町が参与という職を設置しております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

報酬についての具体的な、ここで示されている数字が出ているのですが、その計算基礎と

いうのはどのようにしてこの数字がでたのか、それを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

参与の月額32万円という基礎は、町長の直轄の職位と職責を担い、町政の重要な事案に携わることから、課長相当職の再任用職員給与の単価が31万9,100円と、課長職である6級初号の単価が32万600円等を考慮しまして、月額32万円といたしました。

また、近隣の自治体で防災担当として再任用されている消防OBの方の金額が25万7,600円であり、当町は防災担当と、鞍手のとびらを兼務してもらう予定であることから、月額32万円が妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

主には、鞍手のとびらというふうに言われていますけれども、まずは、勤務形態はどういうふうになっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

原則として週5日の範囲内で、町長が定める日としております。勤務時間は、休憩時間を除きまして、原則として午前8時30分から午後5時までの37.5時間を予定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

提案説明で、専門的知識と経験及び見識に基づいた助言、指導を得るためにということなんですが、その前に、町長が掲げた政策実現のためというふうに言われているのです。

全て専門的知識を持っている方ではないと思うのですが、具体的にどのような政策を実現するために置かれるのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的にはというと、私の政策全般に亘ってと認識して下さい。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

全般に亘ってということですが、今までどおりでは駄目なんでしょうか。

副町長がいてということなんですが、提案説明で専門的な知識と経験、見識に基づいたということですが、町長が掲げた政策を円滑に推進するためにどのような役割というか、本当に専門的知識を持っているのか、誰がなるのかは聞いていませんが、どういう助言なりをその都度聞いていくのかとか、その辺が見えないのです。

今までのやり取りを聞いている中では、鞍手のとびらを担当して、防災の担当もやると。

最初の提案説明と何かちょっとずれているような気がするのです。ですから、その辺を本当に町長が掲げた政策を円滑に推進するためにどういう役割を担っていくのか、具体的にどういう仕事をこなしていくのかというのを教えていただきたいのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私が町長にならせていただきまして、企画財政課を2つに分けて政策推進課と、地域振興課と分けさせていただいたのもその1つです。要は、いろいろなことに取り組みをやっておりまして、原課の方で若干人手不足のような状況下にもなっております。

地域振興課においては、s gとかいろいろなことを進めておりまして、そういう原課にいろいろな、今までは直接町民の方からのクレーム、建設課、総務課、いろいろなところにクレーム等がございました。

そのクレームを原課で対応するとなると、どうしても課長が1日、2日時間を取られたりとか、職員がそれに時間を取られるということで、いま、私がいろいろとたくさんなことを申しております。政策を推進していく上で、人手不足にもってきて、更にそういったクレーム処理に当たるとなると、なかなか政策が先に進まないということもございまして、私は昨年鞍手のとびらを作って、そこにクレームを集中させて、いろいろな要望、若しくはクレームをそこに集中させると。そして原課は私の政策を進めるという役割分担を担っていただきました。

その、鞍手のとびらをやっているところ、町民の皆さん方はクレームを、最初は原課に来られるのです。そしたら向こうにということで、鞍手のとびらにお通ししたら、なんで、向こうの身分は何かというような問い、そういったクレームもございました。

なんで原課で対応できないのかというようなクレームもございました。そういったことも踏まえまして、町長直轄のクレーム処理、若しくは要望を聞くといった意味を込めて、参与ということを設定したいと思います。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

何となくですが見えて来ました。

もう一つは、町長の直轄ということで、クレーム処理に当たるにしても、役職がなんかということで、それだけ責任があるということでクレーム処理に当たれるわけで、ということは責任ある回答ができるということになって来るのです。

としたら、町長直轄なんですけど、例えば副町長と比べてどの位置にあるのかとか、どちらがどういう命令系統といいますか、総務課長とどの立場にあるのか、どっちの言うことが本当なのかみたいな、そこがちょっとよく分からないのですが、その辺について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

組織的には、まずフローチャートからいきますと、町長がいまして、それから2つに分かれます。副町長がおりまして、副町長の下に課長がいまして組織になっていくと。

こちらには、もう一つ直轄の参与という形で、ただし参与は課長とか、いろいろなところに対しての命令権限というのは持たせないということにしております。分かりますかね。

フローチャートでいきますと、町長があつて、それから2つに枝が分かれて副町長と参与をおきまして、組織図的には、副町長の下に課長以下ずっといるというような指揮系統になっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、直接分かれているわけですから、直接課長とか、他の職員等に指示を出さないということですね。だから、参与自体は町長との関わり、こういうことはこうですよと。

じゃあ、クレーム処理に対して、こうしますというふうには言えないと思います。そうするように町長に話して来ます。そこから対応しますと、ぐるっと回るような、直ぐ処理できるというような形にはならないじゃないかなというふうに思うのですが、最後にそれだけ教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員のおっしゃることはよく分かります。ただ、私がじゃあ矢面に立って、1回、1回全てクレームを対応できるのかといたら、そうではございません。

そこで1回、鞍手のとびらの参与で受けていただいて、それを私に進言すると。そして私のところへくれば、今度は私が、指令系統は今までの従来どおり副町長から原課の方に行くという指揮系統を考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いくつかの項目に分けて質問させていただきます。

先程も職務についての質問がありましたけども、その答弁の中で、鞍手のとびらと防災とその他の重要な施策についてというような答えがありました。

また、一方で施策全般というような答弁もありましたけれども、そういうことになれば、最初はとびらと防災が強調されていましてけれども、町政に関わる全てのことについて参与が関わって来るとというようなことになるのかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全てに係わるというか、基本的には町民の皆さん方からのクレーム、それとか要望、それを町長に進言すると、その辺は変わってないかと思えますけれども。

岡崎議員が意とするとところがちょっとよく分からないので、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

答弁の中で、その他重要な施策に係わるということで、クレームの処理というような答弁はなかったのです。その前も町長の政策全般という答弁もありました。

具体的な施策を実現するために置くのかという質問に対して、町長は政策全般についてというようなお答えがありましたので、今までの中では、そこまではクレーム処理についてというような答えもありませんでしたし、政策全般に係わって来るとようなことが強調されていまして、町政全般に対して参与が係わって来るのかなというように思いましたのでお尋ねをしているわけです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

クレームいかん、若しくは要望いかんにおいては、私のところに上がって来た内容においては、当然行政としてはいろいろなことに関わりがありますから、全般という言い方になるかと思えます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手のとびらを開設して、町民の方のクレームまたは要望を聞く窓口を作ったということでは凄くいいことだと思います。そして、そういう要望を受けて各課にそのことについてどう対処していくかというようなことで、円滑な運営を図るということはいいと思うのですが、

その身分について、それを参与でなければいけないのかということになるわけです。

私自身は、一般職の職員が寧ろそういうものに、半年なら半年とかというようなことであたって、町民の方と直接話をする機会として捉えるというようなことで、私は寧ろそちらの方が有効ではないかなと、わざわざ参与を、という役職が必要なのかどうかというような思いがあります。

それはそれとして、そういう参与を置いた場合に権限、責任、先程もちょっと責任というのがありましたが、その職務に対する権限とか責任はどのようになっているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

クレームとかの処理におきましては、やはり私は囑託職員という肩書きでは如何なものかなという思いが一点ございました。

もう一つは、職員で対応したらいいのではないかということも岡崎議員がおっしゃいましたが、私の人材投与と申しますか、この人だからできるのだという部署に私はその人材を持って行きたいという思いがありましたから提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手のとびらというのは、要するにクレームを処理するというか、受け付けるわけですね。どういうクレームがあって、住民の方達がどういうことで不便を感じているとかか、というようなことだろうと思います。または要望があって、こういうことに対処して欲しいと。

だから、そこで解決をする訳でなくて、先程の答弁の中にもありましたように、各関係する所管に持ち帰って、その所管が処理をするわけですね実際問題としては。ですから、そういう参与というような町長直轄の、ある程度重たい役職が必要なのかどうかということで尋ねたわけですが、先程の私の質問の権限と責任についてはどのようになっているかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程から申しておりますように、権限はあくまで私に進言するというものでありまして、課長に命令指揮というのは存在いたしません。

1つは、相談、クレーム等に対して、クレームの中には悪質なものと思われるものも多々ございます。これらのクレームが不当要求に発展させないための初期対応、クレームというのは最初の初動というか、初期対応というので針小棒大になることもあれば、そこでさっと収まることもあると、これは私の経験上でありますけれども、そういったことも踏まえまして設けたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

答弁の中では殆どクレーム処理の方みたいな答弁になっていて、その専門知識、経験、見識に基づいた助言、指導というような、また町長が定める重要な事項を所掌するというのとはちょっと、答弁からするとかけ離れてきているのです。

それで、その辺をもう一度分かりやすく説明して欲しいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

先程来クレーム処理のということでございますが、クレームを処理する上では、いろいろな知識、経験、見識が必要であると思います。適切に対応するにはですね。

そのための識見、見識、経験をもった方というふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の項目についてですね。鞍手町では管理職連絡会議というのがあります。一般的に庁議と言われている会議ですが、これについて町政の重要な事項を効率的に遂行を図るためというようなことで、副町長が主宰をして月に2回会議をやっているわけですね。

いろいろなクレーム、重要な不当要求のあるクレームとかは、重要な施策についても、こういった庁議の中で審議をしたりだとかというようなことも過去にもあったのではないかなというふうに思うのですが、その参与の方1人と町長で解決するというよりも、こういった今まで従来にある庁議を生かしながら解決していくという方法があるのではないかなと思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員、私はいろいろなクレーム、この1年間、設置いたしまして丸1年ですか、毎月鞍手のとびらの担当者の北村さんの方から、毎月ごとにこういう要望、こういうクレームがありましたという報告を受けております。

その中においては、ここではあまり言えないのですが、いろいろな、かなり厳しいようなクレーム等々もございます。

これは、やはり先程も申しましたように、初期対応によってはすんなりと収まることを狙って、私は設けたいとそのように思っております。

何度も言いますが、職員でもいいではないかということですが、私は、この方だからできると、そして、原課は原課で、私が当初掲げております政策をどんどん進めていきたいとい

う思いがありますから、この参与を設置したいということでございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

クレームはどういうクレームがあるかは分かりませんが、例えば、それが事業、要するに予算が関係するような解決になるというようなことになった場合に、当然、原課との話し合いというようなことにもなるでしょうし、それは先程言うような庁議、そういったことに諮った上で、最終的には予算も計上されていくのだろうと思うのです。

その参与の方が、そういったクレームを処理するために町長に進言し、そしてじゃあ予算の執行が必要であるというような場合になった場合に、その町長直轄の参与の意見の方が強くなって、所管の課長または副町長の、それは必要ないのではないかと、いろいろクレームとして上がってきても、それは町としては取り組めないのではないかとというような場合になった時に、当然どちらかの意見を優先するようになると思うのですが、さっきの副町長と組織、または参与と町長のラインということになります、どちらを優先されるようになるのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

予算が絡むというのは、今までにはなかったのですが、もし仮にそういったことがありました場合には、私が参与から進言を受けて、それを2週間に1回課長を集めて庁議をやっておりますが、そこで揉んで行うということは、通常業務といいますか、通常行政業務というのは、今までとは何ら変わりなく行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

決裁についてお尋ねをします。

鞍手町は事務決裁規程があるわけですが、先程言いましたように町長と直轄という形になっているので、クレーム処理するために、ひょっとすれば決裁が必要な事案も出て来る可能性があるわけです。ということは、原課の者、要するに課長、副町長を飛び越して参与と町長だけで決裁をするというようなことにはならないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程から申していますように、要は参与が私のところに上げてくれば、後は行政システムとしては今までどおりで、私を先頭に副町長、原課の課長に流れていくやり方ですから、全

く参与がいきなり副町長若しくは課長、それ以下の者にどうのこうのなんていうことはありません。

流れとしては、あくまで私にすれば、私がそれを判断してどのように部下を動かしていくのかという意味においては、今までの行政システムと何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

決裁を直接参与がするという事はないということですが、ある事案について参与から町長に直接進言されれば、原課の課長は町長からの指示で動くということにはなるのですが、今までとは違って、原課から上がって来るといよりも、上から下に流れて行って、こういうことをしなさいというふうな、先程、指揮命令ということがありましたが、要するに町長からの発議というか、そういうことでことが進むということもあり得ると判断でいいわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全てがそうとは言いきれないと思います。私があくまで進言を受けたら、それは当然のことながら、私は何時も課長等に言っているのですが、当然法律、法令、若しくは条例に則って、それを逸脱するようなことは駄目ですよということにはきちっとしております。

ですから、私が聞いたから、トップダウンで全てが流れていくのかといたら、決してそうではございません。私も人間ですから、当然間違いも何処かで起こすかも知れません。ですから、当然のことながら副町長にも相談していますし、庁議のときに原課の課長を集めて、みんなどう思うねという形で、きちっと討議をやって、そして、そこで揉んで決めていっております。

そういう意味においては、現在の行政システムとは何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、税条例の一部を改正といっても、いくつか中身があるわけで、これについて具体的に、提案説明のときには項目としては触れていましたが、具体的にもう一度、どういうものが、どういうふうになるのかというのを、分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

いま議員が質問されたように、今回の分は、大きな項目としては先日の提案説明の中で触れた部分でございます。

項目として上げますと、順番に行きますと、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き下げ及び重課税について。

それから、町民税に係る外国法人の事務所等の定義及び申告納付に関する法の改正に伴う条例整備。

直接本町と関係ないかも知れませんが、既存建物の耐震改修に係る措置に対する税の減額措置。固定資産税等における特別措置の延長等が今回の法改正の中で行っております。

すみません、軽自動車税については、私は引き下げと言いましたが引き上げです。軽自動車税につきましては引き上げ措置でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それで、1つは町の税収がこれによってどうなるのかというのを、項目ごとに教えていただきたいのと、町民が全く関係ないよという部分はあると思いますけども、実際軽自動車税の引き上げだとかというのがありますので、それは勿論広報等で知らせていくのだろうとは思いますが、どうというふうに町民に知らせていくのか、町民に係わる部分について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

議員がおっしゃるとおり、この改正によりまして町の税収に及ぼす影響がある部分もございます。また、町民の方に直接影響のある部分もございます。

1つは、町の税収につきまして説明しますと、まず、法人町民税の法人税割の引き下げ、これは現在12.3%で法人税割を掛けているところを、今度の改正で9.7%に引き下げるということでございます。この改正につきましては、元々国が交付税を措置することの原

資の確保ということが一番最初に目的として上がっております。その中で法人県民税、法人町民税を引き下げると、その引き下げた部分、町民税では2.6%、県民税の方では1.8%の引き下げということで、合計4.4%引き下げるわけですが、この引き下げた分を国税として地方法人税という新しい税を作りまして、これは国が直接徴収をし、その部分を交付税の原資として、交付税の特別会計に国の方でいれるということになっております。

当然、法人の町民税等の引き下げになりますので、2.6%分下がります。これにつきましては、平成25年度の法人税割をもって試算した分ですが、鞍手町では、対象法人が合計で310件ございまして、これが12.3%の時でありまして8,612万円であったところが、これを9.7%にしますと6,791万5千円、差引減額としまして1,820万5千円の減額という試算になっております。

この1,820万5千円が地方法人税として、国の方が徴収する部分にあたります。企業としては、出すのは一緒ですが、引き去る場所が違うということになっております。

続きまして、直接今度は町民の方に影響がある分ですが、軽自動車税の税率の引き上げにつきましては、平成27年度分の軽自動車税から引き上げということになっておりますが、三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日、来年の4月1日以降に初めて検査登録をしたものについて適用となっております。

ということは、平成27年3月31日までに購入された軽自動車につきましては、現在の税率がそのまま適用されるということになります。

この新しい分につきましては、これから先の購入分に係るものですので、それに係る税の増収という部分は、現段階ではちょっと算定ができておりません。

古い年式、古い軽自動車に対しては、また課税がされると、2割増で課税がされるということになっております。これは、初めて登録をしてから13年を経過した月の属する年度の次の年度、なにかややこしいのですが、簡単に言いますと、年度で言うと14年度を超したものについては、概ね20%の重課税率が適用されるということになっております。

現在、本年4月1日で登録されている車で試算したところですが、これが28年からの適用になります。この28年に初めて適用になる登録軽自動車というのは、平成15年3月以前、年度で言いますと14年度以前に購入された車が対象と、28年の課税時期に2割の加算で課税されるという分は、平成15年3月以前に購入したものであるということになります。

この分に該当する車について、本年4月1日で算出したところでは、2割増ということになりますので、台数につきましては合計が1,859台で、自家用、営業用、貨物等がございまして、合計すると現行の税額では1,126万6,200円。これが改正後の税率を適用しますと、合計で1,941万5,700円で、814万9,100円の増額というふうになります。但し、これはあくまで現在の対象の車が、その時までであった場合のことになりますので、その間に廃車等があれば、ここの部分の数字は減って来るということになります。

今回の条例改正で直接町に影響が出て来る、数字の握める分というのは以上のところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、まず法人町民税については、国が別途法人から地方法人税という形で徴収して、その徴収した分を、今度は交付税措置すると。町の税収としては変わらないということではないですかね。

それで、交付税措置は何もかも一緒なんで、今試算された1,820万円、これが本当に入っているのかどうかというのも分からないですよ。ちょっとここはごまかしがあるような気もするのですが、そこはよく見極めておかないといけないと思っております。

それと、軽自動車税については、先程きちんとお知らせをという話をしましたが、特に関係があるのは、新車を買った時は、いまコマmercialでもやっていますから大体周知はされているとは思いますが、古い車を持っている方は、そのまま持っているとしたら28年度の税金が20%上がりますよというようなお知らせはきちっとやっておいた方がいいのではないかなというふうに思っております。

もう1つ、耐震改修家屋については、全く関係ないのですか。それを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

現在の状況で言うと、これは平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に対する法律の改正ということがありまして、その中で、大規模建築物等で耐震改修等を行った場合は報告をなさないと、そして、そういうところについては、ちゃんと税制措置をいたしますということでありました。

大規模建築物等ということで、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、例えば病院だとか、旅館等、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する大規模建築物、それから都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物ということで指定がされており、今、税の措置がされておったところでございます。

今回、その部分に地方税も耐震改修促進税制について、国税に準じた措置を取りなさいということで、法人住民税、法人事業税等が対象となっております。

いわゆる、固定資産税での減免措置ということになっておりますが、最初の条件であります大規模建築物等というところと、それから耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物というところの条件で、現状で言うと、それに該当するものはないのですが、今後そういうことが出て来る可能性があるので、条例整備をしておきなさいということで、今回させていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

ちょっと補足説明させていただきますが、今回の法人税割が減額されまして、今度は国税に移るということがございますけれど、これにつきましては、地域間で財政力の格差があるというふうに国の方も考えておるところでございます、財政力の格差の縮小を図るということで、その大都市圏については法人税が多く入るところのものを、法人税の収納の少ないところに割り当てるといような措置になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題

とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の11頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、11頁から14頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

12頁の電算管理費、社会保障・税番号制度システム開発委託料。

実際どういうふうサービス等、番号制度にするわけで、そのためのシステム開発ということなので、どういうふうシステムを変えて、町民生活がどういうふうになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

このシステム改修費というのは、まず一番大きなシステム改修になりますのは、住民基本台帳システムです。その中に、1つ番号制によります個人番号という番号がもう一つ追加になるために、データベースの改修が一番大きな改修となります。

それに伴いまして、税務のシステム、生活保護、児童福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、健康管理システム、国民年金システムと、全ての番号に係わるもの、社会福祉に係るシステムが改修されることにより、この金額が上がっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町民自身はそんなに関係ないと、だけど番号で管理されて来るということになって来ますね。例えば、滞納があったりとか、これだけ税金を払っていますよとか、ここと、ここはいくら払っていますよとかというの、全部番号で見れば分かってくるような形になってくるのでしょうか。ということができてくると思うのです。

住基カードを持っていない方との関係というのは、何かありますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住基カードとは全く別のシステムとなりますので、いま、住基カードを持っていなくても、平成27年の10月から、ちょっとはつきり分かりませんが、運用開始になるのは1月からになりますので、1月になったら申し込まれば、住基カードをもっていなくても番号制度のカードは交付するようになります。

ゆくゆくは、住基ネットのカードというのは、番号制のカードが発行するようになりまして、住基ネットのカードというのはなくなる予定です。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

11頁ですけれども、一般管理費の中で、4節の共済費、非常勤特別職の社会保険負担金が43万4千円上がっています。これは、先程の42号の資料の中に社会保険等の適用ということで、雇用保険、健康保険等が上がっていますが、非常勤特別職の方にこういった社会保険等の共済費を充当付与しないとイケないのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

非常勤職員であっても、常勤職員の勤務時間と勤務日数がいずれも4分の3以上があれば、これは、事業主は社会保険を掛けなければならぬというふうになっていますので、この予算を計上しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の12頁ですが、電算管理費のところでは、

これは社会保障・税番号制度開発委託料が2,500万、先程もありましたが、上がっていますけれども、この事業は昨年12月の定例会の課室条例の改正で、電算関係とともに政策推進課の情報施策に関する分掌事務の取り扱いになっていました。

実際に、これは政策推進課がこの事業を行うのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

昨年12月の定例議会で、岡崎議員が課室設置条例の一部を改正する条例のときにご質問いただいた内容が関連していると思いますけれども、議員がおっしゃるとおりですね、12月議会では電算機器の管理運営については、政策推進課で所管することとして説明しておりました。

今回、電算機器の管理運営については、12月以降に国、県の説明会に行って、番号制度の説明会がありました。その時に、やはり番号制度についてはボリュームが大きいということで、元のまま総務課で所管する方がいいのではないかという判断になりまして、その際、

課室設置条例との整合性がとれるかということになりますが、電算機器の管理運営につきましては、庁舎内部の事務によるところが大きくて、他課に属さない事務として総務課に位置づけることとしました。

対外的に発信する広報やホームページ等や、住民からの行政相談等、広く住民に対する情報施策としては、課室設置条例の改正どおり政策推進課が所管することとしております。

結果的に、電算業務については、議員がおっしゃるとおり総務課で所管することになりました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

昨年12月の時にそのような指摘をさせていただきましたが、総務課の分掌事務としては、アからコの中の他課の所管に属さないという事項に関することとして電算管理費も上げているようですが、ここにあるように、電算管理費自体がこの補正で1億5千万円あるのです。1億5千万円の予算規模があるものを、他課に属さない事項というような取り扱いでいいのかということになると思うのです。

12月定例会の時に指摘をさせてもらって、それはそれでいいのですが、これはやはり他課に属さない事項という取り扱いの予算としては、規模としてはあまりに私は大きすぎるのではないかなというふうに思います。

今回の予算については、こういうことではないとは思いますが、しかし、やはり整合性を取る意味からも、もう一度課室条例について検討をいただいて、はっきりと電算システムと、それ以外の企画総合の情報というようなことで、以前は2つははっきりあったわけですから、そのところも含めて検討していただければいいんじゃないかなと思いますが、如何ですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

議員ご指摘のように、昨年12月の定例会の中で課室設置条例が上程されまして、それと合わせて事務分掌規則も提示されたところでございます。

事務分掌規則は、12月にお示ししたときには電算の情報システムは全て、政策推進課に行くというふうな答弁だったと私も理解しております。

今年の3月になりまして、そういった事務の見直しを行いまして、総務課に電算の係を置いているというふうで、これにつきましては、議員さん方にもそういった説明をせずに、そういった改正をしたということで、議会軽視ではないかと言われても仕方ないところだというふうには思っております。

今後、議員ご指摘のように、事務分掌規則、それから課室設置条例、適切な改正にするよ

うにもう一度見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から17頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、18頁から19頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

19頁 商工振興費の中の備品購入費について、中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

商工振興費備品購入費の5,094万2千円の内訳ですが、これにつきましては、先程の議案でも説明しましたように、バスの購入費ということで上げさせていただいております。

バスの購入費につきましては、新中学校の開校に伴い、バス通学の対象になる生徒を安全かつ確実に通学させるために、36人乗りの小型バスを2台、そして14人乗りのワゴン車2台を購入するようにしています。

内訳としましては、36人乗りの小型バス1台2,047万円。そして14人乗りワゴン車1台500万円として見積っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これについては、中学校の統合にともなって、遠くから大型バスが入れないところだとかというところを網羅していくのだろうとは思いますが、これは生徒だけなのでしょうか。

それとも、他も網羅していくような感じをしているのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これは、地域公共交通でありますので、当然、一般の方も乗っていただく有料のバスでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく19頁の8節 報償費です。バス事業者選定アドバイザー報償費として3万4千円が上がっていますが、具体的にはどういうことなのか、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在、町が赤字補填金を出して運行委託しております、すまいるバス、これについては、今回9月末で期限が切れます。10月から新たに運行する委託事業については、運行事業者をプロポーザル方式で決定するというふうに考えております。

このために、学識経験者に選定委員を依頼するために、この報償費を上げております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

プロポーザル方式もいいのですが、バス事業者もある程度限られているから、その事業者について、手を上げてもらって、プレゼンして町で決めるという方法はなかったのですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これまでの選定は単に見積、要は価格の安いところで決めておりました。しかし、今回町で購入するバスを一部貸与して事業を運行するという事で、その安全性も含めて事業者に力を発揮していただきたいと。

特に、最近バスの事故が頻発しております。運転者の過酷な労働環境とか、或いは、賃金、福利厚生、研修や教育、事故への対応、こういうものを専門的な視点で判断していただきたいということもありまして、今回、専門家の方に1名お願いするようにしております。

選定委員は、今、地域公共交通会議で座長を務めております元福岡大学の公共交通の専門家の先生にお願いするように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一般的にだと思いますが、プロポーザル方式でこちらの要望を出して行って、例えば選定できたとするのと、向こう側の方から、こちら側の予め要望事項について、向こう側、事業者認識をしてもらった上で、プレゼンをしてもらい、各事業者と競争をするというようなことにした方が寧ろ事業費としては安くなるのではないかなという気がするのですが、そういったことで私は先程質問させてもらいましたけれど、その辺の認識については如何ですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

議員ご指摘のとおり、私どもは公共交通については携わっておりますが、例えば時刻の組み方1つにしても、やはり専門の交通事業者の視点とは若干違うところがあります。

今回は、一応仕様書としましては、時間的には私どもはこう考えておりますが、事業者としてもっと効率的に、そしてできるだけ安全にできる提案はないでしょうかということを当然求めて行きますので、これには、現在であれば交通事業者、周辺にJRさん、西鉄さん、それから今運行を委託している会社もございますので、それぞれの会社で、現在私どもが運行を委託している中で出たデータを差し上げて、これだけの人しか乗らないわけですから、こういう時には、どういう運行が一番効率的でしょうかということを当然求めて行きますので、それを評価するにはやはり専門家の先生のお力があるのだろうというふうに考えております。

金額についても、当然考慮するべきところではございますけれども、総合評価方式、金額とそういった諸々の事業者の提案を、より一番いいところを選ぶために、今回こういう制度を採用させていただくようにしております。

補足でございますが、最近国の指摘もございまして、金額優先で決めないように、できるだけその他の環境要因も入れて決めるような指導をなされておりますので、今回、こういうことにさせていただいたと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく報償費のところ、特産品ブランディングアドバイザー報償費として45万円上がっていますが、これについてもどういうものか、中身について説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

昨年10月に私ども武雄市他7自治体で、地方自治体等連合シンガポール事務所というのをシンガポールに構えました。

また、12月には議会の方でもご説明させていただきましたけれども、自治体型運営通販サイト鞍手sgをオープンさせております。

現在、特産品の販売や開発、鞍手ぶどうのブランド化というものに一生懸命取り組んでおります。しかしながら実績としてはまだ上がっておりません。ぶどうに関しては今からが勝負ということになっております。

そこで、民間で実務的に広報戦略、マーケティング、或いはブランド化、こういったものに携わってこられた方に、一緒に取り組んでいただきたいということで、こういったアドバイザーの報償費を組ませていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく19頁、委託料で、すまいるバス等のラッピングデザイン委託料ということで32万4千円上がっていますが、これについて中身をお願いします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在、購入予算計上しております、すまいるバスについては、一応塗装された状態で上がってきます。いま、遠賀町とか宗像市でも走っていますコミュニティバスについては、住民の方に、より愛着を持ってもらう、好感を持ってもらう、或いは町のイメージアップに繋がる、こういったラッピングが施されています。

鞍手町もこういったラッピングを施して、特に中学生が乗るわけですから、多感な時期の子どもが乗りたくなるようなバスに仕上げたいというふうに考えて、そのデザインを専門家の方に委託する委託料。それから、施工に関する監修をやってもらう費用を含んでおります。

それからもう一点ですが、うちが購入するバスだけでなく、一部委託するバスもあります。宮若線については委託を考え、交通事業者のバスを使うようにしておりますが、それについても統一性を持たせるために、一応ラッピングを予定しております。そのデザインも含んでおります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び10款 教育費について、19頁から22頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

9頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

9頁及び10頁について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第8 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第11 議案第50号及び日程第12 議案第51号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第11 議案第50号及び日程第12 議案第51号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第50号は、専決第12号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成26年度の歳入を繰り上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成26年5月31日付けで専決処分をしたものです。

歳入歳出それぞれ1億9,383万5千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億333万8千円としました。

次に、日程第12 議案第51号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、総務費の国保税賦課業務電算委託料及び地方独立行政法人くらて病院が実施する、保健事業に対する健康管理事業等委託料の追加に伴い、国庫支出金及び繰入金の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ382万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ24億716万2千円としました。

以上が、日程第11 議案第50号及び日程第12 議案第51号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第50号について、質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

また歳入不足が増えてきたわけですが、昨年の単年度での収支はどうなったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

単年度収支といたしましては、歳入歳出差引で3,506万1千円の赤字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

国保については、今、県で一本化というような話も出てきています。後2～3年というところなんだろうが、鞍手町で歳入欠陥が2億円近くになってきているということで、今事務レベルで統合というか、というのに向けた話というのはあっているのでしょうか。その中

で、やっぱりこうやって歳入欠陥が生じているところもあると思いますし、逆に法定外繰入をやって国保税を引き下げているところも、いろいろな自治体があると思うのですが、そういった中で、それぞれの個別の自治体で、これだけ赤字があるというところについては、特別にそこだけ国保税を上乗せするだとかというような話とかが出て来るのではないだろうかというふうに考えるわけですが、今話し合いがあっているのかどうかというのも含めて教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

話し合い自体は、まだそこまでは深く入っていません。今進められているのは、県に移行された場合のことを前提に、県が今からするのが、標準保険料の試算と影響の分析を行うという作業が今から入るところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の質問と関連しますが、県の一本化は、これは国の方針で追々されることだろうと思うのです。その際に、今のところはまだ県の方でいろいろと話はないということですが、当然これだけの歳入不足を抱えて、それが県が直接被るといえるか、面倒を見るということはないというふうにも考えます。

従って、当然歳入不足については、町が補填をして行かざるを得ないだろうというふうに思いますけれども、統合が28年だったか、9年だったかはっきり。

○保険健康課長 長友 浩一君

9年です。

○12番 岡崎 邦博君

9年ということであれば、後26年度を入れても3ヵ年しかないわけです。それでここ1億9千万の歳入不足を解消し、尚且つ、26年度についても更に赤字が増える可能性もありますので、町長としては、これをどう解消していくおつもりなのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に大変難しい話で、議員がおっしゃいましたように、29年度に一応県扱いということに移行するという事になっておりますが、ただ、本町は保険料から見ましても、県下でも2番目、3番目ぐらいの、かなり高額な負担を町民の皆さん方に負担をしていただいております。

ります。ですから、これを更に上げるとなると、なかなか滞納も増えるのではないかという懸念材料もございまして、それと本年より消費税も上がりまして、また来年の10月からですか、消費税もまた2%上がるというような話、おそらくその方向性が濃厚だということもある中で、じゃあ町民の皆さんに国民健康保険税を負担させていいのかという、本当に悩ましいところがございます。

もう一点は、町村会の中でいろいろな首長さんとも話をさせていただいておるのですが、どこの首長さんも、この件に関しましては頭を抱えられておりまして、県に移行する時には自分のところの赤字の分はちゃんと清算しなさいよ、若しくは単費で補正しなさいよというようなことを県、若しくは国が言っているのですが、それが一律に福岡県全部の市町村が、それはできるのかといいますと、なかなかちょっと厳しいのではないかというような現状でございます。

ですから、我々町村会でも政府の方に、これは何とか起債を上げてでも分割なり、若しくはそれなりの手当を国から出していただけないだろうかというような要望も兼ねて、今、いろいろと行動を行っている状況でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 14時30分